

各位

会社名 株式会社倉元製作所
 代表者名 代表取締役社長 鈴木 聡
 (コード番号 5216)
 問合せ先 取締役経営管理部長 関根 紀幸
 電 話 0228-32-5111

前期実績値と当期実績値の差異及び特別損失の計上
 並びに特別利益の発生に関するお知らせ

令和元年12月期(平成31年1月1日～令和元年12月31日)につきまして、前期実績値と当期実績値に差異が生じたので下記のとおりお知らせいたします。また、当社は令和2年3月30日開催の第3回債権者会議の続会において、すべての取引金融機関の同意による事業再生ADR手続が成立したことにより、令和元年12月期において特別損失を計上すること及び令和2年12月期に特別利益が発生することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 前期実績値(平成30年1月1日～平成30年12月31日)と当期実績値(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の差異について

(単位:百万円)

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期純利益 | 1株当たり 当期純利益 |
|----------|-------|------|------|--------|----------------|
| 前期実績値(A) | 1,518 | △198 | △290 | △290 | △18円02銭 |
| 当期実績値(B) | 1,227 | △358 | △435 | △1,081 | △66円99銭 |
| 増減額(B-A) | △291 | △160 | △144 | △790 | — |
| 増減率(%) | △19.2 | — | — | — | — |

差異の理由

売上高につきましては、前年から引き続き受注が低迷したことにより前期実績値を下回りました。また、営業利益、経常利益におきましては、経営改革施策によるコスト削減等の効果は現れてはいるものの、売上高の落込みが大きく影響したため前期実績値を下回りました。当期純利益につきましては、下記「2. 特別損失の計上について」に記載のとおり668百万円の特別損失を計上したこともあり前年実績値を下回りました。この結果、2019年12月期については、売上高は291百万円の減少、営業利益は160百万円の減少、経常利益は144百万円の減少、当期純利益は790百万円の減少となりました。

2. 特別損失の計上について

減損損失

当社の固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、現在の事業環境及び事業再生ADR手続に基づく事業再生計画による将来キャッシュ・フローの見積金額等を勘案し将来の回収可能性について検討いたしました。その結果、早期の改善が困難であり、回収可能性が乏しいと認められた資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失668百万円を特別損失に計上いたしました。

3. 特別利益の発生について

債務免除益

当社は、令和2年3月30日開催の第3回債権者会議の続会において、すべての取引金融機関の同意による事業再生ADR手続が成立し、対象債権者たる取引金融機関の債権総額2,154百万円（以下「対象債権」といいます。）のうち当社の担保対象不動産によって保全されているもの（保全債権）については、令和8年12月末日までの返済条件の変更を受け、担保対象資産等の評価額総額847百万円について、担保権者かつ対象債権者たる取引金融機関に対し、当社の将来の事業収益を弁済原資として、事業再生ADR手続成立後7年間で分割弁済を行います。また、対象債権のうち非保全債権については、本第三者割当増資にかかる払込金の一部を弁済原資として一括弁済を実施（総額約200百万円）し、同時に、その余については対象債権者たる取引金融機関より総額1,107百万円の債務免除による支援を受ける予定です。

なお、詳細については、本日、別途開示しております「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」をご参照ください。

当該債務免除により、令和2年12月期において1,107百万円の債務免除益を特別利益として計上する見込みです。特別利益の計上時期については判明次第速やかに開示します。

以 上